

発行者情報(中間・非連結)

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	株式会社 光貴 (Koki Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 斉藤 政美
【本店の所在の場所】	沖縄県宜野湾市伊佐二丁目19番12号
【電話番号】	098-870-2102 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 上間 圭
【担当F-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当F-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 光貴 https://www.koki.inc/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準ならびに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表のときにおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役もしくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。但し、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、ならびに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期(中間)	第33期(中間)	第31期	第32期
決算年月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	3, 115, 211	3, 303, 135	6, 450, 609	6, 952, 596
経常利益 (千円)	29, 624	44, 505	157, 255	165, 740
中間(当期)純利益 (千円)	18, 167	20, 584	93, 115	108, 040
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000
発行済株式総数 (株)	240, 000	240, 000	240, 000	240, 000
純資産額 (千円)	837, 246	903, 628	854, 705	927, 119
総資産額 (千円)	1, 507, 417	1, 479, 556	1, 582, 744	1, 606, 765
1 株当たり純資産額 (円)	3, 590. 25	3, 874. 91	3, 665. 12	3, 975. 64
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	—	—	152. 77 (—)	189. 00 (—)
1 株当たり中間(当期)純利益 (円)	77. 90	88. 27	398. 73	463. 30
潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	85. 73	—	449. 96
自己資本比率 (%)	55. 54	61. 07	54. 00	57. 70
自己資本利益率 (%)	2. 17	2. 25	10. 89	12. 13
株価収益率 (倍)	—	57. 78	—	11. 01
配当性向 (%)	—	—	38. 31	40. 79
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	78, 086	123, 725	68, 793	73, 209
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△785	△17, 031	△54, 751	89, 476
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△46, 167	△46, 107	△215, 024	△167, 886
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	386, 333	410, 586	355, 199	349, 999
従業員数 (名)	182 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 〔11〕	170 〔13〕	182 〔12〕	168 〔8〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第32期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第31期の中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1 株当たり中間配当額については、中間配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第31期及び第32期中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 第31期及び第32期中間会計期間の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

7. 第32期中間会計期間及び第33期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の中間監査を受けております。
- また、第31期及び第32期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
170 [13]	31.0	6.7	3,645

セグメントの名称	従業員数（人）
移動体通信事業	123 [9]
ブライダル事業	21 [2]
全社（共通）	26 [2]
合計	170 [13]

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、契約社員、アシスタントを含み、派遣社員及び日雇労働者は除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 全社（共通）は、管理部門及び監査部門等に所属する従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2025年4月1日～2025年9月30日）における我が国経済は、観光需要の回復や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、原材料及びエネルギー価格の高止まりや通商政策を巡る不確実性の長期化に伴い景気減速リスクが高まり、消費者マインドは弱含みとなりました。この結果、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は「移動体通信事業の収益力強化」「ブライダル事業の品質向上と規模拡大」「経営管理機能の充足」の3つを基本方針として、さらなる業容の拡大とブランド価値の向上に取り組んでおります。

この結果、当中間会計期間における当社業績につきましては、売上高3,303,135千円（前年同期比6.0%増）、営業利益39,285千円（前年同期比35.4%増）、経常利益44,505千円（前年同期比50.2%増）、中間純利益20,584千円（前年同期比13.3%増）となりました。

また、当中間会計期間より、業績評価指標の見直しに合わせて、報告セグメントの経営成績をより適切に評価するため、セグメント利益のベースを経常利益から営業利益へ変更し、従来、報告セグメントへ配分していた全社費用を、各報告セグメントへ配分せずセグメント利益の調整額へ計上する方法へ変更しております。

なお、前年同期比については、セグメント利益を営業利益ベースとし、変更後の測定方法により作成したものを記載しております。

① 移動体通信事業

当社の主力事業となります移動体通信事業におきましては、国内の物価高騰や実質所得の伸び悩みを背景にスマートフォン販売数が漸減する中、通信事業者（以下「キャリア」という。）各社は販売手数料及び支援金等の算定基準をKPI連動で厳格化し、割引及び販促の適正化と併せてキャリアショップの統廃合を推進してきました。しかしながら、直近では店舗減少に伴う商圈カバレッジの低下や来店導線の悪化、顧客接点の希薄化が顕在化した結果、一部キャリアにおいて戦略を見直す動きが生じております。

このような事業環境の下、当社は引き続き体系的な人材育成と配置・シフトの最適化による説明品質・待ち時間・アフターフォロー等の接客KPI改善を通じて、お客様及びキャリア双方からの評価向上と店舗収益力の底上げに努めました。併せて、マーチャンダイジングやトークの改善等によるスマートフォン用アクセサリ・オプションサービス付帯率の向上、自社運営店舗のスクラップ&ビルドによるお客様利便性の向上、商業施設等での体験型販促イベント等の積極的な開催による拡販等、販売体制の強化にも注力いたしました。

これらの取り組みの結果、スマートフォン用アクセサリ等付帯商品を中心に販売数が増加したことで、セグメントの売上高は3,144,948千円（前年同期比7.2%増）となりました。加えて、キャリアによる代理店評価の向上に伴い、販売手数料及び支援金収入が増加したことで、セグメント利益は237,542千円（同24.5%増）となりました。

② ブライダル事業

ブライダル事業におきましては、コロナ禍以降減少が続いていた国内の婚姻件数が2024年には増加へと転じ、停滞していた需要に持ち直しの兆しが見られました。少子高齢化を背景とする結婚適齢期人口の縮小という構造的課題は残存するものの、ブライダル市場全体としては堅調な推移を示しております。他方、2024年の沖縄県内におけるチャペル・フォトウエディングの実施組数は、前年の82.76%（沖縄リゾートウエディング協会調べ）へと減少いたしました。コロナ禍後の反動減や、物価高・円安に伴う国内需要の減少が主因と推察されます。

このような事業環境の下、当社は施行品質の厳正な管理と顧客対応プロセスの改善・強化を通じて、顧客満足度の向上及び婚礼施行数の拡大に努めてまいりました。併せて、将来の業容拡大を見据え、婚礼施設の新規取得を目的としたM&Aについても、適切な投資の範囲内で積極的に検討してまいりました。

沖縄県内のチャペル・フォトウエディング実施組数の前年同期比減少の影響を受け、当セグメントの売上高は158,187千円（前年同期比13.0%減）となりました。また、集客に要した広告宣伝費の増加等により管理コストが増大したことで、セグメント損失は20,872千円（前年同期はセグメント損失6,100千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は410,586千円となり、前事業年度末と比べて60,587千円増加いたしました。

各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は123,725千円（前年同期は78,086千円の獲得）となりました。これは主に、税引前中間純利益33,282千円、売上債権の減少額100,422千円、棚卸資産の減少額49,501千円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は17,031千円（前年同期は785千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出15,292千円を計上したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は46,107千円（前年同期は46,167千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,627千円、配当金の支払額44,074千円を計上したこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
移動体通信事業	2,357,160	105.1
ブライダル事業	10,579	85.8
合計	2,367,740	105.0

（注）金額は、仕入価格によっております

(3) 受注実績

当社が行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売額（千円）	前年同期比（％）
移動体通信事業	3,144,948	107.2
ブライダル事業	158,187	87.0
合計	3,303,135	106.0

（注）最近2中間会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）		当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
沖縄セルラー電話株式会社	2,243,840	72.0	2,397,852	72.6
KDDI株式会社	606,229	19.5	658,031	19.9

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業のリスク」についての重要な変更はありませんが、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当F-Adviserとの契約>

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「F-Adviser契約」という。）を締結する義務があります。本書公表日現在において、当社がF-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」という。）であり、同社とのF-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、F-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもF-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除に係る催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当F-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のFukuoka PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

F-Adviser契約上の義務

- イ. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ロ. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ハ. 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしにF-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日にあたらなるときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画ならびに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態となくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。
 - a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてF-Adviser契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) Fukuoka PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、すみやかにFukuoka PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からvii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接もしくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合。

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。
- d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社もしくは福証が上場廃止を適当と認めた場合

F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

1. 当社又は同社が、F-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他F-Adviser契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月とする）を定めて、その違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはF-Adviser契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりF-Adviser契約期間中いつでもF-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1 か月前に書面で通知することによりF-Adviser契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り同社は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が証券会員制法人福岡証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日時点において、F-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

(1) 代理店委託契約

当社は主力事業である移動体通信事業において、各キャリアとの間で代理店契約及び業務委託契約を締結しております。これに係る契約内容については、以下のとおりであります。

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
沖縄セルラー電話株式会社	沖縄県那覇市	代理店委託基本契約	2007年 5月1日	2025年5月1日 ～2026年4月30日 (1年ごとの自動更新)	携帯電話等通信サービス加入取次
KDDI株式会社	東京都千代田区	営業業務委託基本契約	2011年 2月1日	2025年2月1日 ～2026年1月31日 (1年ごとの自動更新)	携帯電話等通信サービス加入取次

(注) 契約締結日は現行契約の初回締結日となります。

(2) 建物賃貸借契約

当社はブライダル事業において、各施設の賃貸主との間で建物賃貸借契約を締結しております。これに係る契約内容については、以下のとおりであります。

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社奥原商事	沖縄県中頭郡北谷町	定期建物賃貸借契約	2023年 9月1日	2023年9月1日 ～2029年8月31日	事業場の賃貸借（ルミエール北谷サロン）
美浜リアルエステート株式会社	沖縄県中頭郡北谷町	建物賃貸借契約	2013年 5月31日	2013年5月31日 ～2033年5月30日	式場建物の賃貸借（ヴォヤージュ ドゥ ルミエール 北谷リゾート）
若林商事株式会社	京都府京都市下京区	建物賃貸借契約	2016年 7月1日	2025年7月1日 ～2028年6月30日 (以後3年ごと更新)	式場建物の賃貸借（ヴォヤージュ ドゥ ルミエール 京都七条迎賓館）
株式会社エリッツ建物管理	京都府京都市伏見区	建物賃貸借契約	2023年 3月1日	2025年3月1日 ～2027年2月28日 (以後2年ごと更新)	事業場の賃貸借（ルミエール 京都 五条サロン）

(注) 契約締結日は現行契約の初回締結日となります。

(3) 業務委託契約

当社は、2025年12月19日付で株式会社ブライダルハウスチュチュとの間で、岡山県岡山市の婚礼施設「ザ・スタイル」の施行運営代行に関する業務委託契約を締結いたしました。

本件に関する概要については、「第6【経理の状況】(1) 中間財務諸表【注記事項】 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産・負債ならびに報告機関における収益・費用の報告額に影響を与えるような経営者の見積り・予測を必要としております。当社は、過去の実績値や将来における発生可能性等を踏まえ合理的に判断される前提のもと、これらの見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に変化がある場合には、結果としてこれら見積りと実績が異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針及び見積りは、「第6【経理の状況】(1) 中間財務諸表【注記事項】」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は887,285千円となり、前事業年度末に比べて97,499千円減少いたしました。これは主に、売掛金が100,422千円減少したことによるものです。また、固定資産については592,271千円となり、前事業年度末に比べ29,708千円減少いたしました。この結果、当中間会計期間末における資産合計は1,479,556千円となり、前事業年度末に比べて127,208千円減少しております。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は575,928千円となり、前事業年度末に比べて103,717千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が50,344千円減少、賞与引当金が48,427千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は903,628千円となり、前事業年度末に比べて23,490千円減少いたしました。これは主に、中間純利益の計上に伴い利益剰余金が20,584千円増加した一方で、剰余金の配当により利益剰余金が44,074千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社のキャッシュ・フローの状況は、「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	960,000	720,000	240,000	240,000	福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	960,000	720,000	240,000	240,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2023年6月29日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数（個）	196	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,700（注）1、2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年6月30日 至 2033年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額（円）	発行価格 3,700（注）1、2、3 資本組入額 1,850（注）1、2、3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、取締役会で認められた場合はこの限りではない。 ②権利行使期間の制約に加えて、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降から権利の行使が可能。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。但し新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割または株式併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算定により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

但し、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合は、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合は、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金増加額を減じた額であります。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権（2024年6月27日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数（個）	60	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,800（注）1、2	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年6月28日 至 2034年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額（円）	発行価格 3,800（注）1、2、3 資本組入額 1,900（注）1、2、3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、取締役会で認められた場合はこの限りではない。 ②権利行使期間の制約に加えて、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降から権利の行使が可能。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。但し新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割または株式併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算定により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

但し、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合は、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合は、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金増加額を減じた額であります。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2014年3月14 日 (注)	238,800	240,000	—	65,000	—	15,000

(注) 株式分割 (1:200) によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)
株式会社K&S	沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番25-3001	156,000	66.90
光貴社員持株会	沖縄県宜野湾市伊佐2丁目19-12	21,300	9.13
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目3番23号	20,000	8.58
間山 弘造	沖縄県那覇市	15,100	6.48
間山 さゆり	沖縄県那覇市	14,100	6.05
金城 保	千葉県印西市	2,000	0.86
東江 孝夫	沖縄県宜野湾市	1,400	0.60
間山 光貴	沖縄県那覇市	1,000	0.43
山田 優香	沖縄県沖縄市	1,000	0.43
仲座 真吾	沖縄県沖縄市	500	0.21
計	—	232,400	99.66

(注) 1. 最近事業年度末日現在大株主であった斉藤政美は、大株主ではなくなりました。

2. 上記のほか、自己株式が6,800株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 6,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 233,200	2,332	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	240,000	—	—
総株主の議決権	—	2,332	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
（自己保有株式） 株式会社光貴	沖縄県宜野湾市伊佐2丁目 19番12号	6,800	—	6,800	2.8

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高（円）	—	5,100	—	—	—	—
最低（円）	—	5,100	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は、福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年4月及び6月から9月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券会員制福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	349,999	410,586
売掛金	※1 271,004	※1 170,582
商品	303,704	254,924
貯蔵品	1,678	957
前渡金	79	372
前払費用	23,751	29,401
その他	34,566	20,460
流動資産合計	984,785	887,285
固定資産		
有形固定資産		
建物	556,959	548,322
構築物	26,799	25,799
工具、器具及び備品	180,805	182,854
リース資産	3,568	3,568
その他	4,722	3,726
減価償却累計額	※4 △453,398	※4 △461,567
有形固定資産合計	319,455	302,704
無形固定資産		
ソフトウェア	1,043	2,937
のれん	11,730	11,066
その他	4,233	4,233
無形固定資産合計	17,007	18,237
投資その他の資産		
長期貸付金	66,805	62,496
敷金	115,163	119,909
長期前払費用	3,747	3,536
繰延税金資産	78,076	66,663
その他	※2 21,724	※2 18,724
投資その他の資産合計	285,516	271,329
固定資産合計	621,979	592,271
資産合計	1,606,765	1,479,556

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,453	8,438
短期借入金	※3 30,000	※3 30,000
1年内返済予定の長期借入金	11,629	20,004
リース債務	609	204
未払金	79,237	64,501
未払費用	51,034	53,410
未払法人税等	51,575	1,230
未払消費税等	※5 9,337	※5 17,478
前受金	※1 17,746	※1 28,463
預り金	2,692	4,887
賞与引当金	71,869	23,441
流動負債合計	349,185	252,059
固定負債		
長期借入金	188,371	178,369
退職給付引当金	71,434	75,544
資産除去債務	68,830	68,433
その他	1,823	1,521
固定負債合計	330,460	323,868
負債合計	679,645	575,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	191	191
資本剰余金合計	15,191	15,191
利益剰余金		
利益準備金	6,500	6,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	860,725	837,235
利益剰余金合計	867,225	843,735
自己株式	△20,298	△20,298
株主資本合計	927,119	903,628
純資産合計	927,119	903,628
負債純資産合計	1,606,765	1,479,556

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 3,115,211	※1 3,303,135
売上原価	※2 2,319,079	※2 2,488,549
売上総利益	796,132	814,585
販売費及び一般管理費	※2 767,122	※2 775,300
営業利益	29,010	39,285
営業外収益		
受取利息	372	665
補助金収入	—	5,220
受取賠償金	1,300	135
助成金収入	427	—
その他	469	258
営業外収益合計	2,569	6,281
営業外費用		
支払利息	1,955	1,061
営業外費用合計	1,955	1,061
経常利益	29,624	44,505
特別損失		
有形固定資産除却損	※3 0	※3 10,604
店舗閉鎖損失	—	618
特別損失合計	0	11,223
税引前中間純利益	29,624	33,282
法人税、住民税及び事業税	1,234	1,285
法人税等調整額	10,222	11,412
法人税等合計	11,457	12,698
中間純利益	18,167	20,584

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	15,000	191	15,191
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	65,000	15,000	191	15,191

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	6, 500	788, 311	794, 811	△20, 298	854, 705	854, 705
当中間期変動額						
剰余金の配当		△35, 625	△35, 625		△35, 625	△35, 625
中間純利益		18, 167	18, 167		18, 167	18, 167
当中間期変動額合計	—	△17, 458	△17, 458	—	△17, 458	△17, 458
当中間期末残高	6, 500	770, 852	777, 352	△ 20, 298	837, 246	837, 246

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	15,000	191	15,191
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	65,000	15,000	191	15,191

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	6,500	860,725	867,225	△20,298	927,119	927,119
当中間期変動額						
剰余金の配当		△44,074	△44,074		△44,074	△44,074
中間純利益		20,584	20,584		20,584	20,584
当中間期変動額合計	—	△23,490	△23,490	—	△23,490	△23,490
当中間期末残高	6,500	837,235	843,735	△ 20,298	903,628	903,628

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	29,624	33,282
減価償却費	23,738	21,373
のれん償却額	663	663
前払費用の増減額(△は増加)	△2,583	△5,473
前払金の増減額(△は増加)	△2,161	2,978
賞与引当金の増減額(△は減少)	△34,351	△48,427
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,902	4,109
受取利息及び受取配当金	△372	△665
支払利息	1,955	1,061
売上債権の増減額(△は増加)	87,359	100,422
棚卸資産の増減額(△は増加)	△9,382	49,501
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,037	△16,489
未払金の増減額(△は減少)	8,636	△11,204
未払費用の増減額(△は減少)	△4,704	2,380
預り金の増減額(△は減少)	△7,868	2,194
未払消費税等の増減額(△は減少)	△9,024	8,140
前受金の増減額(△は減少)	9,713	10,717
その他	1,523	21,464
小計	84,825	176,029
利息及び配当金の受取額	28	357
利息の支払額	△1,963	△1,031
法人税等の支払額	△4,803	△51,630
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,086	123,725
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金の回収による収入	4,581	4,581
有形固定資産の取得による支出	△5,166	△15,292
敷金の差入による支出	△250	△4,864
敷金の回収による収入	50	3,118
無形固定資産の取得による支出	—	△2,249
資産除去債務の履行による支出	—	△2,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	△785	△17,031

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△10,002	△1,627
リース債務の返済による支出	△539	△405
配当金の支払額	△35,625	△44,074
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46,167	△46,107
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	31,133	60,587
現金及び現金同等物の期首残高	355,199	349,999
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 386,333	※1 410,586

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～39年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっております。なお、当中間会計期間においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 移動体通信事業

移動体通信事業においては、移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び代理店契約を締結している移動体通信事業者より対価及び手数料収入を受領しております。移動体通信端末機器の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。また、附帯サービス全般については、サービスを提供した時点又は期間において移動体通信事業者より通知される情報に基づき収益を認識しております。

(2) ブライダル事業

ブライダル事業においては、挙式・披露宴・フォトウエディングの施行及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び業務委託契約等を締結している事業者より対価及び手数料収入を受領しております。履行義務の充足時点は基本的に挙式等の施行日として、収益を認識しております。これは挙式等の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客より取引対価を受け取る権利を得ていると判断しているためであります。但し、一部商品については引き渡しが施行日後となることから、これらは納品時点において収益を認識することとしております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法にて償却しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び前受金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の金額は、「【注記事項】(収益認識関係) 3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
定期預金	6,004 千円	6,004 千円

※3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越極度額	200,000 千円	300,000 千円
借入実行残高	20,000 〃	20,000 〃
差引額	180,000 千円	280,000 千円

※4 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※5 消費税の取扱い

仮払消費税及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「【注記事項】(セグメント情報等) 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	23,532 千円	21,017 千円
無形固定資産	205 "	335 "

※3 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
建物	— 千円	10,468 千円
構築物	— "	0 "
工具、器具及び備品	0 "	135 "
計	0 千円	10,604 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	240,000	—	—	240,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,800	—	—	6,800

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	35,625	152.77	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	240,000	—	—	240,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,800	—	—	6,800

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	44,074	189.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	386,333千円	410,586千円
現金及び現金同等物	386,333千円	410,586千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	66,805	63,611	△3,193
(2) 敷金	115,163	88,527	△26,635
資産計	181,968	152,138	△29,829
(1) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	200,000	188,500	△11,499
負債計	200,000	188,500	△11,499

当中間会計期間(2025年9月30日)

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	62,496	59,009	△3,486
(2) 敷金	119,909	89,016	△30,892
資産計	182,405	148,026	△34,379
(1) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	198,373	186,415	△11,957
負債計	198,373	186,415	△11,957

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	63,611	—	63,611
敷金	—	88,527	—	88,527
資産計	—	152,138	—	152,138
長期借入金	—	188,500	—	188,500
負債計	—	188,500	—	188,500

当中間会計期間(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	59,009	—	59,009
敷金	—	89,016	—	89,016
資産計	—	148,026	—	148,026
長期借入金	—	186,415	—	186,415
負債計	—	186,415	—	186,415

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、契約先ごとの将来キャッシュ・フローと当該債権の残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

敷金

敷金の時価は、契約先ごとの当期末残高と対象賃貸借物件の見積残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。なお、社宅物件の賃貸借契約に係る敷金は、平均入居期間を見積残存期間としております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2023年6月29日	2024年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名	当社取締役 1名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 19,600株	普通株式 6,000株
付与日	2023年7月20日	2024年7月18日
権利確定条件	割当日において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位にあることを要する。	割当日において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年6月30日～2033年6月29日	2026年6月28日～2034年6月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	68,251 千円	68,830 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— "	805 "
時の経過による調整額	579 "	292 "
資産除去債務の履行による減少額	— "	△1,494 "
中間期末（期末）残高	68,830 千円	68,433 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「【注記事項】（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	216,990	271,004
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	271,004	170,582
契約負債(期首残高)	19,779	17,746
契約負債(中間期末(期末)残高)	17,746	28,463

(注) 顧客との契約から生じた債権は売掛金、契約負債は顧客からの前受金に関するもので、中間貸借対照表上（貸借対照表上）は売掛金、前受金として独立表示しております。なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当中間会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は13,046千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社の報告セグメントは「移動体通信事業」「ブライダル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当中間会計期間より、業績評価指標の見直しに合わせて、各報告セグメントの経営成績をより適切に評価するため、セグメント利益のベースを経常利益から営業利益へ変更し、従来、各報告セグメントへ配分していた全社費用を、各報告セグメントへ配分せずセグメント利益の調整額へ計上する方法へ変更しております。

なお、前中間会計期間のセグメント情報については、セグメント利益を営業利益ベースとし、変更後の測定方法により作成したものを記載しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

① 移動体通信事業

主に移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般の提供を行っております。

② ブライダル事業

主に挙式・披露宴・フォトウエディングの施行及びその附帯サービス全般の提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「【注記事項】（重要な会計方針）」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び分解情報
前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間財務諸表 計上額
	移動体通信 事業	ブライダル 事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,933,462	181,749	3,115,211	—	3,115,211
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,933,462	181,749	3,115,211	—	3,115,211
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,933,462	181,749	3,115,211	—	3,115,211
セグメント利益又は損失(△)	190,755	△6,100	184,655	△155,645	29,010
セグメント資産	604,082	148,535	752,618	754,799	1,507,417
その他の項目					
減価償却費	13,491	7,004	20,495	3,242	23,738
のれん償却額	663	—	663	—	663
受取利息	153	190	344	28	372
支払利息	—	—	—	1,955	1,955
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,959	2,143	5,102	1,404	6,507

(注) 1. 調整額の内容は、以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△155,645千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
 - (2) セグメント資産の調整額754,799千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であります。全社資産は、主に運用資金（現金及び預金等）、管理部門に係る資産等であります。
 - (3) その他項目の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であります。なお、有形固定資産及び無形固定資産の増加額は主に本社改装に係る資産の増加額であります。
2. セグメント利益又は損失は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間財務諸表 計上額
	移動体通信 事業	ブライダル 事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	3,144,948	158,187	3,303,135	—	3,303,135
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	3,144,948	158,187	3,303,135	—	3,303,135
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,144,948	158,187	3,303,135	—	3,303,135
セグメント利益又は損失(△)	237,542	△20,872	216,669	△177,383	39,285
セグメント資産	607,207	145,561	752,768	726,788	1,479,556
その他の項目					
減価償却費	11,970	6,913	18,884	2,489	21,373
のれん償却額	663	—	663	—	663
受取利息	135	172	308	357	665
支払利息	—	—	—	1,061	1,061
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,941	4,373	16,315	—	16,315

(注) 1. 調整額の内容は、以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△177,383千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- (2) セグメント資産の調整額726,788千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であります。全社資産は、主に運用資金（現金及び預金等）、管理部門に係る資産等であります。
- (3) その他項目の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
沖縄セルラー電話株式会社	2,243,840	移動体通信事業
KDDI株式会社	606,229	移動体通信事業

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
沖縄セルラー電話株式会社	2,397,852	移動体通信事業
KDDI株式会社	658,031	移動体通信事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	移動体通信 事業	ブライダル 事業	計			
当期末残高	12,394	—	12,394	—	—	12,394

(注) のれん償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	移動体通信 事業	ブライダル 事業	計			
当期末残高	11,066	—	11,066	—	—	11,066

(注) のれん償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	3,975.64円	3,874.91円

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	77.90円	88.27円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	85.73円

(注) 1. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益(千円)	18,167	20,584
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	18,167	20,584
普通株式の期中平均株式数(株)	233,200	233,200
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	6,909
(うち新株予約権(株))	—	6,909
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数196個、新株予約権の目的となる株式の数19,600株) 第2回新株予約権(新株予約権の数60個、新株予約権の目的となる株式の数6,000株) これらの詳細については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

1. 株式会社テレマの移動体通信事業の譲受

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、株式会社テレマのauショップ3店舗の運営事業を譲受することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

また、2025年12月1日付で本事業を譲受しました。

(1) 事業譲受の目的

移動体通信事業は、市場の成熟化による新規契約の鈍化や端末買替サイクルの長期化に直面する一方、料金プランの見直し需要や周辺サービスの提案機会が増加する等、収益機会の質的転換が進んでおります。このような事業環境の下、当社は、人員稼働の平準化、教育・バックオフィス機能の集約、仕入・販促のスケールメリットを通じて運営効率を高めるとともに、地域における顧客接点の拡大とクロスセル機会の創出を図ることを目的として、株式会社テレマのauショップ運営事業を譲受することといたしました。

(2) 事業譲受の概要

① 相手先企業の名称

株式会社テレマ

② 事業譲受の対象

auショップ3店舗（auショップはえばる、auショップなは南、auショップがねこ）の運営事業

③ 事業譲受日

2025年12月1日

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(3) 取得原価の算定等に関する事項

① 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	111,894 千円
-------	----	------------

取得原価	111,894 〃
------	-----------

② 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

③ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点で算定中であります。

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点で算定中であります。

2. 株式会社ブライダルハウスチュチュとの業務委託契約の締結

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、株式会社ブライダルハウスチュチュとの間で、岡山県岡山市の婚礼施設「ザ・スタイル」の施行運営代行に関する業務委託契約を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。

(1) 本契約の目的

ブライダル市場は少子化等の影響により中長期的には縮小傾向にあるものの、一部地方都市では婚礼需要が継続しています。当社は今後、こうした地方都市への事業展開を計画しており、その実現には大規模婚礼施設の運営ノウハウの早期獲得が不可欠です。株式会社ブライダルハウスチュチュは、日本全国で婚礼ゲストハウス及びレストラン事業を展開する業界のパイオニアであり、豊富な運営実績を有しています。当社は、同社が保有する岡山県岡山市のブライダル施設「ザ・スタイル」の運営受託を通じて、収容人数150名規模の婚礼施設運営ノウハウを効率的かつ迅速に習得し、地方都市への事業展開を加速させていくことを目的として、同社との業務委託契約を締結することといたしました。

(2) 当社が受託する業務の概要

- ① ブライダル施設「ザ・スタイル」における営業活動及び婚礼・宴会にかかる施行全般
- ② 「レストランSORA」における営業活動全般

(3) 相手先の概要

① 名称	株式会社ブライダルハウスチュチュ	
② 所在地	北海道札幌市中央区南1条西28丁目	
③ 代表者	代表取締役社長 小川 義昭	
④ 事業内容	貸衣裳全般、ブライダルプロデュース、教会式運営、リゾートウェディングプロデュース	
⑤ 資本金	30,000千円	
⑥ 設立年月日	1980年5月	
⑦ 大株主及び持ち株比率	小川 義昭 (66.6%) 小川 慎司 (33.3%)	
⑧ 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(4) 日程

- ① 取締役会決議日 2025年12月19日
- ② 業務委託契約締結日 2025年12月19日

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月25日

株式会社光貴
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 田 圭 亮

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光貴の2025年4月1日から2026年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社光貴の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。